

調布市
商工会報

平成 23 年 2 月 1 日発行
 発行：調布市商工会
 〒182-0026
 東京都調布市小島町 2-36-21
 TEL.042-485-2214 FAX 042-485-9951
 会員数：3,358 事業所
 組織率：54.9%（平成 22 年 11 月 19 日現在）
 編集：広報委員会
 URL：<http://www.chofusci.com/>

お も な 記 事

- P2●ものづくり企業支援「シナジースキーム事業」**
助成事業一部改正
- P3●共済制度改正点 各種講習会**
- P4●マル経融資 各種融資制度**

今年も所得税・消費税（個人）の申告の季節になりました。
商工会では、確定申告の期間中、個人事業者の方のために
決算と確定申告の指導会を開催しております。
所得税の申告期間は、2月16日（水）から3月15日（火）
まで、消費税は3月31日（木）までとなっております。
どうぞお気軽にご利用下さい



国税庁ホームページの
「作成コーナー」で、
申告書を作てね!
申告はお早めに!

e-Taxを利用して所得税の確定申告をする、
最高5,000円の税額控除
(ただし、19年分からは22年分の所得で1回のみ)

国税庁ホームページから電子申告

添付書類の提出省略

還付金がスピーディー

e-Taxの活用に関しては、国税庁ホームページ、電子証明書の取得方法等
のホームページ、にカードリーダー/プリンターの入力などの事前準備が必要です。

※e-Taxの作成コーナーは英語対応 **☎ 0570-015901**

電子証明書


と

印読機


を準備して

さあ、ネットで申告



e-Tax
 国税庁専用・無料システム

確定申告

www.nta.go.jp

ネットでスマート! 確定申告

所得税

2月16日(水)～3月15日(火)

贈与税

2月1日(水)～3月15日(火)

消費税 ※地方消費税

1月4日(火)～3月31日(木)

■決算確定申告指導会に来られる方へのお願い■

- 自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自分でご記入できるところは事前にご記入の上来ください。
- 申告期限間際は大変混み合うことが予想されます。お早めにお出かけください。
- 駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用ください。

所得税 決算・確定申告指導会

開催日／2月16日（水）～3月15日（火）【土・日除く】
受 付／午前10時～11時30分 午後1時～3時30分
*正午～午後1時までには昼食時間とさせていただきます。

☆夜間指導会

3月3日(木)・4日(金)
午後6時～9時 (受付は午後7時30分まで)

☆税理士による個別相談会

2月16日(水)・17日(木)・18日(金)
21日(月)・22日(火)・28日(月)
3月1日(火)・3日(木)・4日(金)
7日(月)・9日(水)・10日(木)
11日(金)・14日(月)・15日(火)

消費税個別相談会

開催日／2月25日（金）
3月2日（水）・8日（火）・23日（水）
受付／午前10時～11時30分 午後1時～3時30分

確定申告にはこんなものが必要です。（ご持参いただくもの） ☒ お出かけ前に今一度ご確認を！

- ☐決算書、確定申告書用紙一式(税務署から郵送されたもの) ☐平成22年分各帳簿、月別集計表、棚卸表 ☐平成21年分確定申告書、決算書の控え、集計表
☐社会保険料の支払額(国民健康保険料・介護保険料・国民年金保険料・厚生年金・雇用保険料等) ☐小規模企業共済控除証明書
☐生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用) ☐地震保険料控除証明書 ☐事業収入以外に収入がある場合の関係書類(給与所得・公的年金等の源泉徴収票等)
☐配偶者の源泉徴収票(配偶者特別控除を受ける方) ☐医療費の領収書等(医療費控除を受ける方) ☐住宅取得控除等の明細書(住宅取得控除を受ける方)
☐印鑑・電卓などの必要と思われるもの

平成22年度 税制改正について

◎扶養控除の見直しが行われました。

平成23年分の給与等の源泉徴収税関係についていくつか改正が行われております。主なものとして、子ども手当の創設及び高校の実質無償化に伴う扶養控除の見直しです。尚、本改正は、平成23年1月1日以後支払うべき給与等に適用されております。

*平成22年度分の所得税については、従前どおりの控除が適用されます。

改正の内容

- (1) 年少扶養親族(年齢16歳未満の扶養親族)に対する扶養控除が廃止されました。
これに伴い、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族とすることとされました。
- (2) 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。
- (3) 源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数などに応じて税額を算出することとされました。

【年齢別の扶養控除の概要】

控除額						
38万円	63万円	上乗せ部分 (25万円) 【廃止】	特定扶養親族	58万円	同居老親等加算	
				48万円		
	年少扶養親族 【廃止】	一般の控除 対象扶養親族		一般の控除対象扶養親族	老人扶養親族	
	～15歳	16歳 ～ 18歳	19歳 ～ 22歳	23歳 ～ 69歳	70歳～	
控除対象扶養親族						
扶養親族						

・詳細、その他の改正点については、
「源泉所得税の改正のあらまし平成22年4月」（国税庁ホームページ内<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/9017.pdf>）でご確認いただけます。

ものづくり企業支援 「シナジースキーム事業」

Ⅱ 技術専門セミナー開催・DB 受発注システム開始直近 Ⅱ

標記事業につきましては、ものづくり企業が保有するポテンシャルを内外に広くPRし、工業振興に寄与することを目的として、昨年産学連携による支援組織「ものづくり企業支援室」（福谷範雄支援室長―現工業部会長）を設置しました。

基本計画に基づき平成20年度から平成22年度の3ケ年に亘った事業計画のもと、本年度はその3年目最終年度を迎え内容を充実させ実施しました。

技術専門セミナーにつきましては、初年度に経営者向けのセミナーを開催、2年目は技術者向けとして電気通信大学の先生方から、技術支援に向けた基礎学、論理学、応用学等本格的なテキストを用意し開催しました。

3年目になる本年度は受講者のアンケート調査中の要望に基づき、首都大学東京システムデザイン学部

の先生方から「製品の強み価値を引き出すプロダクトデザイン」や「生活仕事の場面で使いやすく快適な製品づくりのためのユニバーサルデザイン」、「販売促進につ

ながるホームページ集客術や役立つ情報活用術」の内容で4回の研修会にご講義を頂きました。



初回につきましては首都大学東京事務長、西武信用金庫支店長と関係者をお招きして市内・近隣事業者の方を中心に、多くの方のご参加を頂きました。

情報交流会は大学関係者をはじめ支援機関のご参加を頂き、企業間取引として名刺交換等交流促進が図られました。

4日間で延べ117名（情報交流会含む）の方が事業全体として参加し、商工会ものづくり支援に対する事業者の方からの期待の高さがうかがえました。

また、一昨年ホームペ

日 時	場 所	講 師	テーマ	内 容
9月6日（月） 18:00～19:00	商工会館 3F	首都大学東京 山下敏男教授	①製品価値を引き出すデザイン	製品の強みや価値を引き出すプロダクトデザイン
9月6日（月） 19:00～21:00	たづくり1F 喫茶店アップル	首都大学東京 山下敏男・瀬尾明彦教授 ・高間康史准教授	情報交流会	参加事業所間・名刺交換及び情報交流
9月10日（金） 18:30～20:00	商工会館 3F	首都大学東京 山下敏男教授	②製品価値を引き出すデザイン	製品の強みや価値を引き出すプロダクトデザイン
9月17日（金） 18:30～20:00	商工会館 3F	首都大学東京 瀬尾明彦教授	③使いやすい製品のユニバーサルデザイン	生活や仕事の場面で使いやすく快適な製品づくりのためのユニバーサルデザイン
9月28日（火） 18:30～20:00	商工会館 3F	首都大学東京 高間康史准教授	④販売促進の為の効果的なIT技術	販売促進に繋がるホームページ集客術や役立つ情報活用術

ーじ上に掲載を開始している「ものづくり企業DB 検索システム」の内容機能強化を目指し準備中です。まず企業の製

品・技術・経営姿勢等客観的に判断できるよう指標を入力したデータベース上の機能強化策を準備しています。また受発注システムの正式稼働に向けて準備システム構築中です。更に会員データーベースを取り込み巡回相談員との巡回データーアクセスが可能となるようにしていく予定です。

受発注の流れとして、顧客から受発注したい項目を入力し、検査ページ、受注発注における適合性の有無を通じて諾否を決定させて頂き、表示できるようにしていきます。顧客管理ページ、顧客名とPW（パスワード）を管理して、速やかに受発注を行う基礎データーを構築中です。

調布市ものづくり企業支援ガイドとして冊子も発行予定です。

今後につきましては、より多くのものづくり企業の皆様への巡回を通じ、多くの情報を受け入れ、かつ支援組織内でこれを検討し有益な事業になりますよう事業展開を図っていく所存です。

つきましては、引き続き皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

新製品・新技術開発助成事業 一部改正（新区分追加）

事業概要

この事業は、中小企業者等が行う実用化の見込みのある新製品や新技術開発又は研究開発に要する経費の一部を助成するものです。平成23年度は、新たに幅広い業種のニーズに対応するとともに、新サービスの提供による生産性の向上、高付加価値化を目的として、従来の「①新製品・新技術の研究開発」「②ソフトウェア情報関連技術」の2区分に加え「③新サービス創出のための技術開発」を新設します。それにより、サービス関連業等が外部の技術を活用して行う研究開発の支援も開始します。

◇サービス関連業等が外部の技術を活用して行う研究開発を支援します！

- ・サービス関連業とものづくり系企業との連携により、新たな事業展開が図られるもの。
- ・開発の成果物を自社で利用して、顧客へ新たなサービスを提供することを目的とするもの。
- ・新サービス創出の仕組みに、技術的開発要素を含む研究開発であるもの。（単なる委託生産やカスタマイズは対象になりません。）

※「新サービス」とは、一定の新規性があり相当程度市場で普及していないサービスのことです。

【事例】

1. 物流会社（申請者）の「ICタグを用いた再利用可能な梱包材の開発」
→リアルタイムでの状況把握の実現、ゴミの削減による環境貢献
2. 食品分析サービス業（申請者）の「多検体分析装置の開発」
→迅速かつ正確な解析・性能評価の実現、処理時間の大幅な短縮

問い合わせ先

（財）東京都中小企業振興公社 助成課 TEL：03-3251-7895 / FAX：03-3253-6250 E-mail：josei@tokyo-kosha.or.jp

開発区分	1.新製品・新技術の研究開発	製造技術や生産性の向上等を目的としたハード面の研究開発で、試作品の設計、製作、試験評価及び改良を対象とします。
	2.ソフトウェア情報関連技術	システム設計等ソフト面の研究開発で、データ処理装置や情報処理プログラムの開発及び改良を対象とします。
	3.新サービスの創出のための技術開発	新たなサービスの提供による生産性の向上、高付加価値化を目的として、サービス関連業が外部の技術を活用して行う研究開発です。
対象者	要件	1. 東京都内での創業を具体的に計画している方 2. 個人事業者 3. 中小企業者 4. 事業協同組合等 5. 一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人 2～5の場合以下のいずれも満たす方 ・東京都内に主たる事務所を持ち、事業を営んでいること ・研究開発場所が原則として東京都内であること
助成金額		1, 500万円以内
助成率		1／2以内
助成期間		1年9ヶ月以内（平成23年4月1日～最長平成24年12月31日）
助成対象経費		1. 原材料・副資材費 2. 機械装置・工具器具費 3. 委託費 4. 産業財産権出願・導入費 5. 技術指導受入れ費 6. 直接人件費（ソフトウェア情報関連技術で申請した場合のみ）
申請方法		募集案内・申請書は、（財）東京都中小企業振興公社ホームページ（URL http://www.tokyo-kosha.or.jp ）からダウンロードし、申請書類提出希望日をお申込み下さい（事前予約制）。
申請書類提出希望日申込期間		平成23年2月21日（月）から4月19日（火）午後5時まで

□省エネから経営改善を考える
「店舗・工場診断」のご案内

地球温暖化の進行は地球全体に大きな影響を与えています。

国・都においても、中小企業に求める様々な環境対策や支援メニューを発表し、環境に配慮した企業経営を推進しています。当事業は省エネ等による地球環境への

貢献をしながら、企業のコスト削減や効率化をすすめる経営改善を支援するため、専門家が店舗・工場に訪問し、現場管理から事業計画、国・都の支援メニューの活用まで支援いたします。

【申込・お問い合わせ】

東京都商工会連合会 昭島市東町3―6
―1 産業サポートスクエア・TAMAM
TEL：042―500―3885

安心・確実な国の制度
小規模企業共済・経営セーフティ共済制度の改正

★小規模企業共済

個人事業主または会社等の役員の方が事業をやめられたり退職された場合に備える小規模事業者の為の退職金制度である「小規模企業共済」の加入対象者が拡大されます。

【内容】

平成 23 年 1 月 1 日より共済加入対象者が個人事業主の配偶者や後継者など「共同経営者」まで拡大されます。（個人事業主の親族でなくても）「共同経営者」であれば加入できます。※共同経営者とは次の①②の両方の条件を満たしている方々です。

①事業の経営において重要な意思決定をしていること。又は事業に必要な資金を負担していること。

②事業の執行に対する報酬を受けていること。

事業経営者の退職金共済、節税も図れます。（掛金は月千円から）

詳しいお問合わせは 中小企業基盤整備機構 共済相談室
〇五〇―五五四―一七七一
受付時間 平日午前 9 時～午後 7 時 土曜午前 10 時～午後 3 時
※ご加入のお申込みは商工会まで

★経営セーフティ共済

予期せぬ取引先の倒産、売掛金債権等が回収できなくなった場合に、共済金の貸付が受けられる共済制度である「経営セーフティ共済」の共済事由が拡大されました。

【内容】

共済金の貸付が受けられる事由についてはこれまで、「銀行取引停止処分」と「法的整理（破産手続開始、再生手続開始、再生手続開始又は特別清算開始についてその申立てがされること）」に限定していましたが、平成 22 年 7 月 1 日より「法的整理の一部（共済契約者の取引の相手方たる事業者から売掛金債権等に係る債務整理の委託を受けた弁護士又は認定司法書士が共済契約者に対して書面により支払停止する旨の通知を行った場合に限り）」が追加されました。

また、貸付金の限度額や掛金の積立限度額・掛金月額の引上げ等が平成 23 年 10 月までに改正されます。（掛金は月五千円から）

Twitter セミナー

最近企業のマーケティングツールとしての効果が注目されているツイッターを活用した販促術をわかりやすくアドバイス。

日時 3 月 8 日（火）
午後 6 時 30 分～
定員 48 名（先着順）
講師 メディアスケッチ^{（株）}
代表取締役 伊本 貴士氏

新人社員研修会

毎年恒例！人材育成コンサルタントとして大手企業での実績豊富な講師がビジネスマナーの基本を丁寧にわかりやすく説明。

日時 4 月 6 日（水）
午前 10 時～
午後 4 時
受講料 1 万円（お一人）
定員 40 名

講師 (株)サクセスロード経営研究所
顧問コンサルタント
早川 美由紀氏

詳細は、3 月中に発送予定の案内チラシをご確認ください。

いずれの講習会も開催場所は、商工会館となります。ご参加のお申込みは商工会まで。

入っていますか？労働保険
ご存じですか？「労働保険事務組合」

～労働者とその家族の生活と安心のため労働保険の加入は、事業主の責任と義務です。～

■労働保険とは

労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉です。

一人でも労働者（パート、アルバイトも含まれます）を雇った場合、事業主は、労働保険に加入する必要があります。

■労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

事業主が行うべき労働保険の事務とは・・・

- (1) 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- (2) 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- (3) 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- (4) 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- (5) その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

事務処理委託のメリット

1. 事務の手間が省けます。
2. 労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。
3. 事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。

労働保険事務組合への委託手続は、お気軽に商工会までお問い合わせください。

参加企業募集！

調布・狛江若年者就職面接会

対象 自社で概ね 39 才以下の正社員を雇用する企業
（派遣・請負・契約社員・パートタイム等を除く）

日時 平成 23 年 2 月 22 日（火）
午後 1 時～ 4 時

会場 調布市文化会館たづくり 6 F

募集企業数 15 社程度

参加費 無料

主催 ハローワーク府中

共催 調布市、狛江市、調布市商工会、
狛江市商工会

※お問合わせ：ハローワーク府中 事業所部門

☎ 042-336-8650

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方へ

マル経融資

制度をご利用下さい！

マル経融資

3つの特長

①担保不要！②保証人不要！③低金利！

マル経融資制度（小規模事業者経営改善資金融資制度）

融資対象	常時使用する従業員が 商業・サービス業：5人以下 製造業・その他：20人以下 の事業者
融資額	1,500万円以内
返済期間	運転資金 7年以内（据置1年以内） 設備資金 10年以内（据置2年以内）
融資利率	年 1.95%（平成23年1月12日現在）※最新の金利は商工会にご確認下さい
融資機関	日本政策金融公庫 国民生活事業

- ※お申込みの要件
- 商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です。
- ①商工会の経営指導を受けていること（原則6ヶ月以上）
- ②所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
- ③商工業者であること（最近1年以上事業を行っている事業者。一部非対象業種があります。）

※お申込みの流れ

お申込みの際は、調布市商工会（TEL 042-485-2214）までご連絡下さい。申込書類（借入推薦依頼書、決算書2期分、所得税等の領収書または納税証明書、既に利用している借入金明細書、登記簿謄本、その他）をお預かりし、商工会で月1回開催の「金融審査委員会」にて「融資の推薦」の審査をさせていただきます。その後、日本政策金融公庫にて再度審査をさせていただき、融資の可否が決まります。したがって、お客様の決算内容等の状況によりご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承下さい。

その他の金融制度（主なもの）

	融資名	融資対象者	資金使途	限度額 (万円)	返済期間	利率	担保・連帯保証人
日本政策金融公庫	普通貸付 (マルフ)	ほとんどの業種の中小企業（金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種は除く）	運転	4,800	5年	2.25%～	連帯保証人または担保
			設備		10年		
			特定設備	7,200	20年		
東京都	小口資金融資 (小口)	従業員が20人（卸・小売・サービス業は5人）で保証残高が1,250万円以下の小規模企業者	運転	1,250	7年	【固定金利】 1.9%以内～2.5%以内 （借入期間等により） 【変動金利】 または短ブラ+0.7%以内	【保証人】 不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京信用保証協会の保証が必要
	小規模企業融資 (小企)	従業員が30人（卸・小売・サービス業は10人）以下の小規模企業者	設備	8,000	10年	【固定金利】 2.1%以内～2.7%以内 （借入期間等により） 【変動金利】 または短ブラ+0.9%以内	【担保】 （小口）（小口・経営）は不要 （小企） 既存の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円超の場合は必要
調布市	普通融資資金	市内に1年以上住所（法人は登記されている本店所在地）を有すること、市税を完納していること等	運転	1,000	5年	1.7% （利子補給あり→実質0.85%）	不要 ただし、法人の場合のみ連帯保証人（代表者）必要 東京信用保証協会の信用保証料を市が全額補助 （平成23年3月31日まで）
			設備	1,200	7年		
			運転・設備併用		5年		

利率は、平成23年1月12日現在です。詳細につきましては、商工会までお問い合わせ下さい。

中小企業金融円滑化法が
1年間延長されました！

※中小企業金融円滑化法の概要

●中小企業金融円滑化法により、金融機関は、中小企業や住宅ローンの借り手の申込みに対し、できる限り、条件変更を行うよう努めます。

●また、金融機関は、他の金融機関・政府関係金融機関・信用保証協会等とも連携し、条件変更等を行うよう努めます。